

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和5年4月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	ゼロエミポイント審査状況について
概要	ゼロエミポイントを申請後、時間がたっているので審査状況を確認したいのですが、どのようにすればよろしいでしょうか。
対応	<p>ご申請頂いた内容の審査から商品券等発送まで、ご提出頂いた書類に不備がない場合には、インターネット申請で2ヶ月程度、郵送の場合で3ヶ月程度のお時間を頂いております。万が一、書類に不備がある場合には、さらにお時間を頂くこともございます。</p> <p>審査状況についてお知りになりたい場合、東京ゼロエミポイント事務局のコールセンターにお問い合わせ頂くか、インターネット申請の方は申請者ポータルマイページにてご確認頂くことも可能です。</p> <p>コールセンターにお問い合わせの際には、お名前、ご住所、お電話番号、ご申請頂いた製品をお伝え頂きますようお願い致します。</p> <p>（コールセンター電話番号：0570-005-083）</p>

対応事例 2

件名	ツバメ（野鳥）のヒナについて
概要	路上でツバメ（野鳥）のヒナを保護しました。巣立ち直後みたいです。親鳥の気配はありません。
対応	ヒナは親鳥から自然で生きていく術を学ぶことで、野生下で生きていくことができるため、基本的には保護せず、そのまま見守る必要があります。元居た場所から離してしまうと親鳥が見失ってしまうので、近くの緑地へ置いてください。

対応事例 3

件名	電子マニフェストの保存規定について
概要	産業廃棄物処理で発生するマニフェストについては、原紙ではなくコピー、写真、pdf 等での保存でも宜しいのでしょうか。原紙を保管しなければならない規定はありますか。
対応	<p>産業廃棄物管理票の保管については、廃棄物処理法第12条の3に規定があり、処理業者においては「管理票の写し」を保管することとなっています。このため、産業廃棄物管理票については、送付を行った時などの原本以外での保管は認められておりません。（「管理票の写し」の“写し”は、複写式マニフェストであれば複写の紙そのものを指しますので、そのコピーは“写しの写し”となり、法律の要件を満たしません。）</p> <p>また、写真や pdf 等の電子データですが、「e-文書法」及び「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第3条及び別表1において、電子保存可能な文書が限定列挙されており、その中に産業廃棄物管理票は含まれていないため、電子データでの保存は認められておりません。</p> <p>最後に、電子マニフェストについては、廃棄物処理法第12条の5第8項の規定に基づき、情報処理センターにおいて登録等がされた情報を廃棄物処理法で定める期間にて保存されるため、処理業者では保存の必要がありません。</p>